

# 庁舎整備に向けた基本事項の整理報告書

平成 27 年 4 月

士別市

## 目次

1. 庁舎整備にあたって	2
2. 庁内検討経過	2
3. 現状と問題点	3
4. 庁舎整備の基本的考え方	5
5. 当面の検討事項	7
6. 庁舎整備の目標年次	7
7. 事業費	7
8. 市民参加	8

## 1. 庁舎整備にあたって

現士別市役所庁舎は、昭和 39 年に供用開始して以来 50 年が経過したことにより、外壁や暖房、水道管等の「老朽化」が目立ち、さらには、近年の業務の多様化や情報技術の高度化等に伴い、執務空間や通路にはロッカー類や ICT 機器がいたるところに置かれ「狭あい」となっています。また、併設する消防庁舎においては、訓練スペースや車庫スペースが不足するだけでなく、職員用駐車スペースが少ないために緊急時の招集に影響を及ぼすこともあります。

本市では、平成 20 年度を初年度とする総合計画において、「老朽化」、「狭あい化」の解消と「市民サービス向上」を図るため、庁舎の整備を「大規模改修」として位置づけてきました。しかし、平成 23 年の東日本大震災の発生により、災害時における庁舎機能の重要性が改めて認識されるようになったことに伴い、「災害対策機能の充実」も含め、改修・改築両面での比較検討を行うこととしました。

現庁舎は、昭和 56 年以前の旧耐震基準に基づき建設されており、耐震強度の不足が懸念されたことから、耐震診断調査を行いました。その結果、耐震性能を示す  $I_s$  値が国土交通省の定める官庁施設の総合耐震計画基準を下回り、“耐震性に疑問あり”と判断されたところでした。

こうした耐震診断結果や本市の厳しい財政状況を踏まえながら、庁舎整備にあたっては、施設設備機能の充実による事務効率化はもとより、防災拠点としての機能の発揮のほか、窓口機能をはじめとする市民サービスの拡充とあわせて、市民が使いやすく、市民に親しまれる「市民のための庁舎」のあり方を検討した上で、改修・改築の方向性を判断し、取り組みを進めていきます。



築 50 年が経過する本庁舎

## 2. 庁内検討経過

### ■平成 26 年 1 1 月以前

総務部・建設水道部などの関係部局において、庁舎を整備するうえでの検討事項、工程、概算事業費等の大まかな事業内容を把握



### ■平成 26 年 1 2 月以降

全庁的組織として「士別市本庁舎のあり方検討委員会」を設置し、本格的な検討を開始。あわせて、「作業部会」を設置し、庁舎の現状把握、問題点の整理等を実施。

### 3. 現状と問題点

#### 1 現庁舎の概要

供用開始：昭和 39 年

構造：本庁舎 鉄筋コンクリート造（RC造）、消防庁舎 鉄骨造（S造）

敷地面積：12,205 m<sup>2</sup>

延床面積：本庁舎 4,464 m<sup>2</sup>、消防庁舎 940 m<sup>2</sup>

階数：地上 4 階・地下 1 階、塔屋（PH）1～4 階

駐車場：正面玄関前 77 台（身障者用 2 台）

文化センター前 38 台（身障者用 2 台）

職員駐車スペース（緑地） 約 90 台分

#### 2 現庁舎の問題点

##### (1) 耐震性能の不足

- 耐震診断調査を実施したところ、耐震性能を表す I s 値（構造耐震指標）の最小値は、右表のとおりでした。
- 一般的に I s 値 0.6 の建物は、昭和 56 年以降に建設された建物（新耐震基準）と同等の耐震性を有するとされていますが、現庁舎の I s 値はその基準を大幅に下回っており、国土交通省の判断指標によると、震度 6 強程度の地震が起きた場合「倒壊または崩壊する危険性が高い」という結果となりました。

現庁舎の最少 I s 値

階		東西方向の I s 値	南北方向の I s 値
R C 造	PH4	0.651	0.432
	PH3	0.202	1.341
	PH2	0.364	0.880
	PH1	0.217	0.737
	4	0.250	0.452
	3	0.247	0.297
	2	0.198	0.254
	1	0.277	0.301
S 造	消防	0.08	0.16

##### 《 I s 値 》

国土交通省では、昭和 56 年以降の新耐震基準に基づき、I s 値 0.6 を基本として、耐震性の判断指標を次のとおり定めています。

##### 耐震性の判断指標（平成 18 年 1 月 25 日国土交通省告示第 184 号による）

I s 値	震度 6 強程度の地震が起きた場合
$I s < 0.3$	地震に対して倒壊または崩壊する危険性が高い。
$0.3 \leq I s < 0.6$	地震に対して倒壊または崩壊する危険性がある。
$0.6 \leq I s$	地震に対して倒壊または崩壊する危険性が低い。

消防庁舎や庁舎は、災害時に救援・復旧・情報伝達等の災害対応に関する業務の拠点として機能する施設であるため、耐震性能の割増補強も含めた検討を行い、安全性の確保をめざします。

## (2) 災害等発生時対応能力の不足

- ・ 現庁舎は、自家発電設備を備えていないため、災害により停電が起きた際、電話回線やコンピュータ機器が使用できません。また、備蓄資材の保管スペースや災害対応にあたる職員の仮眠室がないなど、災害への対応に不十分な面があります。
- ・ 併設する消防庁舎では、車両 1 台あたりのスペースが狭く危険な状態にあるだけでなく、高さが不足するため車両更新にも支障をきたしています。また、緊急時の招集において職員や団員の駐車スペースが確保できないため、庁舎前に駐車せざるを得ず、緊急発進の妨げになっている場合もあります。

## (3) 狭あい化

- ・ 執務空間においては、業務の多様化や増加によって、書類や OA 機器類が増え、収納しきれなくなったものが溢れている箇所が散見されます。さらに、所々にある柱やロッカー類が職員の移動の妨げとなっているほか、これらが原因で十分な執務スペースが確保できていない状況があります。また、書庫等の収納力も低く、市民が利用する通路にもロッカー類が置かれているなどの現状もあります。
- ・ 庁舎内に保管しきれない文書や永年保存が必要な文書は、旧共済建物に保管しているため、閲覧のためには庁舎外への移動が必要です。また、空調環境が整っておらず、保存に適した状態ではありません。
- ・ 会議室が執務室に転用されているほか、打合せスペースや相談スペースも不十分なため、業務効率の低下や来庁者へのサービス低下も招いています。



## (4) 施設設備の老朽化や機能不足

- ・ 庁舎の壁や天井に断熱材が入っていないため、冬は寒く、夏は蒸し暑い環境に置かれています。さらに、窓に網戸がない執務室が大半であるため、夏の夜間は虫が入ることから窓を開けることができず、また、冬は隙間風が入るなど、良好な執務空間とはいえません。
- ・ 暖房は、小型ボイラーによりフロア別に集中管理をしていますが、特定の部屋のみを暖めるには各部屋のバルブ操作が必要であり、また、微妙な温度調整が困難であることから、非効率・非経済的です。さらに、ボイラーの取り扱いには、特別教育を受けた者の配置が必要なため、現状では夜 8 時以降の運転を行っておらず、暖房方式の見直しが必要となっています。
- ・ 水道管は、これまで全面的な改修を行っておらず、蛇口から出る水に錆の混入が見られるほか、柱にはひびがあるなど、施設の老朽化が目立っています。
- ・ ボイラー関係設備やエレベーター、自動ドアをはじめとする各種設備も耐用年数を迎えているなど、その更新が課題となっています。
- ・ 情報技術の高度化に伴い、パソコン等の ICT 機器が増加していますが、それらの設置に適した構造ではないため、無秩序に設置・配線されている現状にあります。

#### (5) 市民スペースの利便性

- ・窓口職場が分散しているため、ワンストップ対応ができず、市民にとって不便です。また、来庁者向けの案内表示が少なく、わかりにくい上に、バリアフリー化も充分ではありません。
- ・相談室や仕切り等が少なく、プライバシーへの配慮が不十分な場合があります。
- ・待合スペースが少なく、狭いなど、市民が利用しやすい空間ではありません。
- ・1階に会議室等が少ないため、期日前投票や確定申告などには2階・3階の会議室を使用しており、特に高齢者などには負担となっています。
- ・相談室や打合せスペースが少なく、急な来客や相談者などに対応することが難しい場合があります。
- ・掲示物やパンフレットが点在しており、情報が集約されていません。

## 4. 庁舎整備の基本的考え方

### 1 市民の生命と財産を守る、 安全・安心な庁舎

耐震性を確保し、安心して利用できる建物とするとともに、災害発生時には、災害対策活動の中心として市民の生活を守り、迅速な支援や復旧活動を行うことができる様々な機能を備えた、安全・安心な庁舎整備を進めます。



災害発生時には対策本部を設置し、  
市民の安全・安心を守ります。  
(平成24年訓練の様子)

### 2 全ての人が利用しやすい庁舎

窓口のワンストップ化を進め、市民の利用が多い届出、申請、相談等の窓口サービスの利便性を高め、市民ニーズにあった便利で利用しやすい庁舎整備を進めます。

また、高齢者や障がい者、小さな子ども連れの親など、誰にとってもわかりやすく、使いやすい施設として、ユニバーサルデザインの導入やバリアフリー化の促進を図るなど、利用者の視点に立った庁舎整備を進めます。



多くの市民が利用するスペースは、  
使いやすいものでなければなりません。



---

### 3 士別らしさを感じられ、 親しまれる庁舎

---

地域の活性化やコミュニティ活動のさらなる発展のため、庁舎が市民と行政の協働による活動を支える拠点、あるいは市民が気軽に足を運び様々な情報交換や交流を可能とする場として、明るく市民に親しまれる庁舎整備を進めます。



庁舎は、様々なまちづくり活動の  
拠点となっています。  
(士別まちづくり塾の様子)

---

### 4 機能的・効率的で、 将来変化に対応できる庁舎

---

適正な執務空間を確保するとともに、今後の行政需要の多様化、社会情勢の変化、情報化の進展など、様々な変化に対応できる空間・設備の整備を進め、機能的で効率的な柔軟性の高い庁舎整備を進めます。



確定申告や期日前投票では、2階、3階の  
正面玄関から離れた会議室を会場としています。

---

### 5 環境にやさしく、経済的な庁舎

---

環境に配慮し、照明や空調、冷暖房等の環境負荷の低減を進めます。

また、改修・改築にあたっては、庁舎機能の一部（又は全部）を既存の公共施設に分散化した場合におけるライフサイクルコストの比較検討を行い、維持管理も含めた経費の総額を考慮し、経済的な庁舎整備を進めます。



現在の集中暖房方式は、効率が悪く、  
老朽化が目立ちます。

## 5. 当面の検討事項～基本計画の策定～

### ■改修・改築の方向性等の検討

庁舎整備における改修・改築の方向性を決定するにあたっては、主に次の点について十分な検討が必要です。

- (1)改修・改築のコスト面での比較
- (2)庁舎機能の一部（又は全部）を他の既存公共施設を利用して整備した場合におけるライフサイクルコスト等の比較
- (3)位置・規模
- (4)消防庁舎等の整備方法
- (5)各整備方法における窓口機能、事務室機能の効率性

前述の「基本的な考え方」に沿い、上記項目の検討を行うことによって「市民のための庁舎」を整備するためには、庁内での十分な検討や市民参加のもとでの議論とともに、専門的知識を有し、高い技術力を持ち合わせたコンサルティングの活用が必要です。そのため、基本計画の策定にあたっては、「プロポーザル方式」により優れた技術者を選定し、多面的な視点で検討を進めます。

## 6. 庁舎整備の目標年次

庁舎整備に活用する主な財源である合併特例債の発行期限が平成 32 年度までとなっていることから、平成 32 年供用開始をめざし、次のとおり取り組みを進めます。

平成 27 年度	基本計画（基本指標、新庁舎の位置、事業計画等）
↓	
平成 28 年度	基本設計（構造計画や規模、機能などの概要）
↓	
平成 29 年度	実施設計（建築計画）
↓	
平成 30 年度	入札、着工

## 7. 事業費

事業費は、30 億円以上と想定しています。



## 8. 市民参加

庁舎整備への市民参加については、次の手法等により、適切な市民意見の反映に努めます。

- ・ 市民検討委員会
- ・ 市民ワークショップ
- ・ 来庁者アンケート
- ・ パブリックコメント
- ・ 市民説明会